

# 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会

## 早期事業再生検討ワーキンググループ（第3回）

### 議事要旨

○日時：令和7年12月19日（金）10:00～12:00

○場所：経済産業省本館17階第2特別会議室

○出席者：

<委員>

山本座長、鐘ヶ江委員、菅野委員、杉本委員、中村委員、山崎委員、四十山委員

<オブザーバー>

金融庁監督局、法務省民事局

○議題

- (1) 早期事業再生法の制度設計について
- (2) 早期事業再生検討ワーキンググループ中間整理（案）について

○議事概要

事務局から資料3を説明の後、議題（1）につき議論が行われた。その後、事務局から資料4を説明の後、議題（2）につき議論が行われた。委員及びオブザーバーからの主な意見は以下のとおり。

#### ●ファイナンス・リース①－「貸付債権等」に含めることについて

- ・ ファイナンス・リース債権は、担保付ローンと機能的にはほとんど同じであることから、「貸付債権等」に含めることには賛成。ただし、事業再生ADRでは従前対象債権となってこなかった経緯があることから、これまでの実務と乖離し、取引に影響が出ないようにしつつ、事業者及び債権者の両方にとって過大な負担とならないように、実務上の配慮を検討すべき。また、従前の私的整理の実務との連続性が対応すべき課題になる。
- ・ 新しい制度を作る意義から考えると、ファイナンス・リースは実質金融の役割を果たしており、金額が大きいものもあることからすれば、制度の目的に照らして対象債権に含める考え方は当然あり得る。これまでの実務と異なる面もあるが、本制度は私的整理をベースとしつつ、法的整理の思想も取り入れた第三の手続であるため、どちらの制度に寄せるかという見方も可能。対象債権に含める場合には、この論点では法的整理に寄せるものと理解できる。他方で、従前の実務との乖離や、使いにくい制度になる懸念もある。実務的な負担や従前の手続との変化について、リース債権者や金融業界の理解が得られるかが重要。

- ・ 本制度の特性として、個別の事情を問わず「貸付債権等」は一律に手続に取り込まれる。リース取引は細かい事務機器から工場設備など幅広いため、対象債権者の数が相当多くなったり、利害関係が複雑になったりする。こうした煩雑さへの実務的な問題から、結果的に本制度が使われにくいものとなる懸念もあり、手当てが求められる。その一方で、債権者間の公平性の確保も重要であり、実務的便宜から過度に特別扱いするのもバランスを失する。リース債権を対象に含める場合には、こうした実務的課題を十分認識した上で、その対応の適切性も踏まえて判断されるものと理解している。
- ・ ファイナンス・リースが金融債権であることには異論がないが、「貸付債権等」に含めることについて、倒産・再生実務家の意見は分かれている。積極派は、倒産法制・担保法制も踏まえて対象に取り込むべきとの意見である一方、実務でワークしやすい制度にすべきとの観点から否定的な意見も強い。リース債権は多くの場合はフル保全であり、弁済禁止の例外で対応していく実務が可能と想像するが、その議論とセットで提案しなければ、理解が得られにくいと思われる。

### ● ファイナンス・リース②ー「貸付債権等」に含める場合の個別論点について

- ・ リース債権は、弁済禁止の例外のうち「担保付債権の保全部分」に該当し得る。具体的には、資料3の15頁で「Q&Aにおいて明確化」と記載された部分のうち、「(イ) その他、当該弁済がキャッシュフローに著しい影響を与えない場合」に該当し得る。その上で、リース債務の弁済を例外的に維持し、資産の使用継続を意図する場合でも、担保目的物の評価をした上で、別除権協定に相当する保全・非保全の区分けのための合意が必要になる。この点は留意すべき。
- ・ リース資産の保全・非保全の区分けについて、資産評定基準がどのように適用されるかがポイントとなるところ、事業再生ADRでは「その他償却資産に準じて」評定するものとされている。その上で、①「観察可能な市場価格がある場合」には、それにより、②市場価格がない場合には「適正に算定された未償却残高を合理的に算定された価額」等による。実務的には、市場価格があることは稀であり、②の「適正に算定された未償却残高を合理的に算定された価額」によるケースが多い。その結果、大半の事例では、リース資産の評価と未払リース料相当額が同額となり、フル保全になる。実務上、それを弁済禁止の例外の規定に当てはめて対応していくことになると思定される。ただし、観察可能な市場価格がある場合には、動産評価を専門家に依頼した上で、市場価格が採用される場合もあるので留意が必要である。
- ・ 会計上、中小企業ではファイナンス・リースはオフバランス処理されており、大企業でも簡便法が用いられる場合がある。対象債権の確定や資産評定にあたっては、オフバランス処理されている契約も把握し、要件への適合性を判断する必要がある。
- ・ 対象債権・対象債権者の範囲について、従前の私的整理よりも広がりがある。このことを踏まえて、利用申請・確認通知の後に対象債権者としての認識漏れが判明した場合の瑕疵の治癒の手続等、実務的な対応を考えおく必要がある。例えば、担保付債権者について、権利変更の対象とならない保全債権としての弁済がなされる限り、不認可事由

には当たらないと整理できないか。その他、フル保全の対象債権者に通知漏れ等があつたとしても、手続的瑕疵にならないと整理できないか。特にファイナンス・リースについては網羅的に把握しづらい企業もある。また、保全・非保全の対象債権者の場合など、類型的に検討すべき。

- ・ ファイナンス・リースは、弁済禁止の例外で処理するケースと、権利変更議案において少額債権として弁済されるケースもあると想定される。ファイナンス・リースを見落として手続中に弁済していた場合、権利変更議案の中で少額として「別段の定め」が置かれる範囲内であれば、結果的に平等原則に反しないという整理もあり得る。対象債権者として認識していなかった場合、確認の取消事由にあたるかという論点もあるが、取消事由の例外と整理できるのではないか。
- ・ ファイナンス・リースについて、実質的に金利に相当する部分について、他の貸付債権の利息と同様に取り扱うべきかは今後の検討課題である。
- ・ ファイナンス・リースの定義としてフルペイアウトの契約に限る理由は何か。また、法的整理手続において担保付債権として取り扱われるファイナンス・リースの範囲とは異なると考えられるが、法的整理手續と早期事業再生法の手續の目的・機能が異なるためと理解してよいのか。  
→ フルペイアウトに限っているのは、法人税法の定義に基づいているためである。また、提案しているファイナンス・リースの定義は、倒産法上の判例と完全には一致しないが、その理由は、債務者側において対象債権を明確に特定する必要があるという本手續の特徴に鑑みて、本手續に即して整理したものである。

### ●弁済禁止の例外①－「担保付債権の保全部分」について

- ・ 資料3の15頁で「Q&Aにおいて明確化」と記載された部分のうち、「(ア)」については異論ない。「(イ)」はリース債権との関係で検討が必要だが、適用対象はリース債権に限られない点に留意を要する。従前の事業再生ADRの実務では、担保付債権であっても再生計画案の成立までは弁済を停止していたため、その実務が大きく変わらないことが望ましい。
- ・ 資料3の15頁にある「弁済が事業の再生に支障を及ぼさない場合に限る」という要件について、保全部分は権利変更の対象外であることと、円滑・実効的な再生とのバランスを踏まえた提案だと理解。弁済により資金繰りを悪化させることは本末転倒であり、一定の制限の必要性は理解できる。他方で、「(ア) 担保目的物が事業の継続にとって必要性が低い場合に、これを売却して、売却代金を弁済する場合」に限定されると、対応可能な範囲が限定的。これ以外にも、手続外で担保権者と協議するにあたり、事案に応じて一部弁済するニーズはあり得る。その場合、「(イ) その他、当該弁済がキャッシュフローに著しい影響を与えない場合」で対応することになると想定されるため、「(ア)」はあくまで一例であると理解すべき。

## ●弁済禁止の例外②－「先行する私的整理におけるプレ DIP ファイナンス」について

- ・ 従前の実務上、準則型私的整理に入る前に、純粹私的整理の中でプレ DIP ファイナンス（「プレプレ DIP ファイナンス」）が提供されるケースも多い。今回の提案では、純粹私的整理からの移行の場面は弁済禁止の例外の対象外となっているが、論点になるのではないか。通常、プレ DIP ファイナンスには担保設定が求められるが、担保を付すことにより、優先性の同意を得られないと実行が難しい場合もある。そのため、純粹私的整理を対象から除く場合には、ファイナンスをやや受けにくくなる面は否定できない。
- ・ プレプレ DIP ファイナンスには、弁護士が債務者代理人に就いていない段階で、メインバンク主導で運転資金を支援する場合がある。これを純粹私的整理と呼んでよいかも問題になり、「私的整理」と認識されるケースもあれば、そうでないケースもある。外縁がはつきりしないため、純粹私的整理からの移行は対象から除いてよいのではないか。
- ・ 実務上、危機時期の緊急融資は、担保によりフル保全とされる場合が一般的。そのため、プレプレ DIP ファイナンスも、担保付債権として優先的に取り扱われる場合が多いと考えられる。プレ DIP ファイナンスの保護としては、準則型私的整理の場合のみで十分と考える。
- ・ プレプレ DIP ファイナンスについて、法第3条の確認前に返済し、確認後すぐに再度実行してもらうことによって実質的に借換えを行うことも考えられる。この方法であれば弁済禁止の例外を用いる必要はないため、純粹私的整理を対象にしないのであれば、こうした方法を検討することになる。ただし、弁済と再度の実行にタイムラグがあるため、資金繰り上対応が可能か否かは問題となる。その点で悩ましいものの、純粹私的整理については抜本的な再生に踏み込まずに終わるケースもあり、一律に対象にしなくてもよいのではないか。
- ・ 実際にプレプレ DIP ファイナンスが行われるケースは相応にあるが、一旦準備期間を確保するよりも、本制度を早期に申請することを促進するという観点で、準則型私的整理からの移行に限るという発想もあり得る。
- ・ 純粹私的整理からの移行を対象に含めない場合、優先的に取り扱うには、新たな対象債権者を含めて同意を取り直す必要がある。その際、実務的には、同意の取り方として、個別に明示的な同意を取得する必要があるのか、消極的同意で足りるのかという問題が重要。特にリース債権者も対象債権者となる場合、対象債権者数も増え、対象債権者の中でも事業再生への利害関係についてレイヤーが異なってくる。その結果、個別に書面による同意を取得するのになじまない場面も生じてくるのではないか。

## ●一時停止要請の支払停止等への該当性及び預金拘束について

- ・ 期限の利益喪失事由への該当性や預金拘束について、資料3の考え方をQ&Aで示す提案の方向性に賛成である。
- ・ 事務局提案に異論ないが、資料3の10頁にある期限の利益喪失事由のうち「②『債務の一部でも履行を遅滞したとき』」については、銀行取引約定書旧ひな形の「私が……」という点も重要。一時停止要請をする主体は指定確認調査機関であり、それを受け弁

済が禁止されることから、「私（確認事業者自身）が債務の一部でも履行を遅滞した」といえないと説明することがより明快ではないか。

### ●利用要件「経済的窮境に陥るおそれ」について

- ・ドイツの制度との関係や、民事再生法上の要件との関係について前回資料から説明が補充され、倒産前の手続であることの整理がより明確になったといえる。

### ●早期事業再生検討ワーキンググループ中間整理（案）について

- ・ファイナンス・リースについての実務上の取扱いについては、本日の議論を踏まえ、必要な範囲で中間整理へ補充していただきたい。
- ・資料4の72頁にある資産評定の基準日について、法第3条の確認後の早いタイミングで決算日を迎える場合、手続のスケジュールに影響がないのであれば、その決算日を資産評定の基準日とすることが計画案提出時の実態により即している。その観点から、法第3条の確認よりも後の日を基準日とすることも検討の余地があるのではないか。
- ・清算価値保障原則の適合性（清算貸借対照表）の基準日がいつかという問題は、資産評定の基準日とは別の問題であり、まだ議論されていない。理論的には、手続開始時（法第3条の確認時）という考え方と、計画提出の直近時点という考え方があり得る。私的整理・法的整理の実務上は、清算貸借対照表の作成にも一定の時間がかかるため、理論的な基準日と実際の作成日がずれることもある。具体的には、手續開始時を基準としつつ、手續開始よりも後の時点で清算貸借対照表を作成し、その評価をもって手續開始時の清算価値と取り扱うケースがある。あるいは、手續開始と計画提出に長期間が空く場合、基準日を、手續開始時ではなく計画提出時により近い時点とすることが適切であるケースもある。これらの取扱いを許容できる手当てや説明が必要。
- ・資料4の92頁にあるプレDIPファイナンスの優先性確認の要件について、「効力発生の見込み日」よりも後にコミットメントライン等が実行される場合もあり得る。事業再生ADRでは、その場合は優先性確認の対象になっていないと認識している。これに対し本制度においては、スポンサー契約の実行日までの間であればよいとする提案がなされているため、「効力発生の見込み日」（裁判所による認可の確定日）からスポンサー契約の実行日までの間のファイナンスであれば、対象としてよいと考えられる。
- ・弁済禁止の例外として、現在の提案内容に加え、民事再生手続のように少額債権を含めることも議論の余地があるのではないか。

お問い合わせ先

経済産業政策局産業組織課

電話：03-3501-1511（内線2621）